

令和2年度

岩見沢市職員採用候補者試験（後期日程）

実 施 要 領

岩 見 沢 市

令和2年度岩見沢市職員採用候補者試験(後期日程)実施要領

令和2年度採用の岩見沢市職員採用候補者試験(後期日程)を次のとおり実施します。

<求められる職員像>

<p>岩見沢市では、新しい時代の行政を担う職員として、求められる職員像を次のとおり掲げ、人材育成の方策の中で、その実現を目指しています。</p> <p>①市民に信頼され親しまれる職員</p> <p>②目標の実現に向け果敢に行動する意識の高い職員</p> <p>③専門的知識・経験等を備えた時代に即応した職員</p>

1 試験区分、年齢、受験資格、採用予定人数

試験区分		年齢	受験資格	採用予定人数
①事務職	大学	平成4年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による大学(大学院)を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	10名程度
	短大	平成6年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	
	高校	平成8年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	
②事務職 (障がいのある方)		昭和54年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校、特別支援学校高等部を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	若干名
③消防職	大学	平成8年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による大学を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	若干名
	短大		学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	
	高校		学校教育法による高等学校を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	

試験区分		年齢	受験資格	採用予定人数	
④技術職（土木） ⑤技術職（建築）	大学	平成元年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による大学（大学院）を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方	若干名	
	短大	平成3年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方		
	高校	平成5年4月2日以降に生まれた方	学校教育法による高等学校を卒業した方、又は令和2年3月までに卒業見込みの方		
	民間企業等経験	④技術職（土木）	昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学（大学院）を卒業した方		令和元年8月1日時点で、民間企業等における土木に関する職務経験が5年以上あり、かつ1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する方
			昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方		令和元年8月1日時点で、民間企業等における土木に関する職務経験が5年以上あり、かつ1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する方
			昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校を卒業した方		令和元年8月1日時点で、民間企業等における土木に関する職務経験が5年以上あり、かつ1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する方
	民間企業等経験	⑤技術職（建築）	昭和49年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学（大学院）を卒業した方		令和元年8月1日時点で、民間企業等における建築に関する職務経験が5年以上あり、かつ1級又は2級建築士の資格を有する方
昭和49年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による短期大学、高等専門学校を卒業した方			令和元年8月1日時点で、民間企業等における建築に関する職務経験が5年以上あり、かつ1級又は2級建築士の資格を有する方		
昭和49年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校を卒業した方			令和元年8月1日時点で、民間企業等における建築に関する職務経験が5年以上あり、かつ1級又は2級建築士の資格を有する方		
⑥技術職（臨床心理士）		昭和54年4月2日以降に生まれた方	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有している方		

※採用予定人数は、前期日程の試験の採用予定人数と合算した人数です。

※大学区分の受験資格を満たす方は、短大又は高校区分での受験はできません。また、短大区分の受験資格を満たす方は、高校区分での受験はできません。

※専修学校又は各種学校は、試験区分の最終学歴には該当しません。

※②事務職（障がいのある方）、⑥技術職（臨床心理士）の区分は学歴による区分はありません。

2 各種要件

(1)共通要件

①居住地要件

職員に採用後、岩見沢市内に居住が可能な方

②受験できない方

次の各号に該当する方は受験できません。

(ア)日本の国籍を有しない者

(イ)成年被後見人及び被保佐人

(ウ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(エ)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

(オ)前期日程の第1次試験に合格した者（前期日程の第1次試験で不合格となった方は、後期日程の試験を受験できます。）

(2)事務職（障がいのある方）

①次の各号のいずれかに該当する方は受験できます。

(ア)身体障害者手帳の交付を受け、障害程度1級から6級までの方

(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方

(ウ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障がいがあると判定された方

(エ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※手帳等の写し及び受験申込書別紙を、受験申込書と併せて提出してください。

※受験申込から採用時までの間に、上記に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合も含みます）は、判明時以降の試験を受験できないほか、採用されません。

(3)技術職（土木）＜高校・短大・大学区分＞

①土木（農業土木を含む）に関する学科を履修、又は履修見込みの方

(4)技術職（土木）＜民間企業等経験区分＞

①土木（農業土木を含む）に関する学科を履修した方

②民間企業等における土木に関する職務経験は、会社員、公務員、団体職員等において、1年以上継続した期間を対象とし、当該事業所における通常の労働者（正社員等）よりも1週間の所定労働時間が短い雇用形態としての就業期間は含まないこととします。

※最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

※土木施工管理技士の技術検定合格証明書の写しを受験申込書と併せて提出してください。

(5)技術職（建築）＜高校・短大・大学区分＞

①建築に関する学科を履修、又は履修見込みの方

(6)技術職（建築）＜民間企業等経験区分＞

①民間企業等における建築に関する職務経験は、会社員、公務員、団体職員等において、1年以上継続した期間を対象とし、当該事業所における通常の労働者（正社員等）よりも1週間の所定労働時間が短い雇用形態としての就業期間は含まないこととします。

※最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。

※建築士免許証又は、建築士免許証明書の写しを受験申込書と併せて提出してください。

(7)技術職（臨床心理士）

※臨床心理士資格登録証明書の写しを提出してください。なお、令和2年4月1日時点で有効期限が切れている場合は、採用されません。なお、令和元年8月1日時点で、有効期限が令和2年3月31日より前でも、更新の予定があれば受験可能です。

(8)消防職（身体要件等）

次の各号にすべて該当する方は受験できます。

①心身とも健全で四肢が完全である方

②矯正視力を含み両眼で0.8以上、かつ一眼それぞれ0.5以上で、十分な聴力を有し、かつ色彩識別能力が充分である方

③言語明瞭であって、充分発声できる方

※採用後、消防自動車の運転のため、普通自動車免許の取得が必要となります。

3 試験の方法、日時、会場及び合格発表

種 別	日時及び会場	試 験 内 容	合 格 発 表
第1次試験	令和元年9月22日(日) 午前9時00分～午後0時45分まで ※午前8時40分まで集合 岩見沢市立光陵中学校 (岩見沢市春日町1丁目10番37号)	地方公務員として必要な一般知識及び教養について、筆記試験（作文を含む）及び適性検査を行います。 ※鉛筆・消しゴムを忘れずにお持ちください。	令和元年10月中旬頃までに市役所掲示板に告示するほか、別途個別に合否を通知します。

第2次試験	令和元年10月中～下旬頃を予定しています。	第1次試験合格者に対し、地方公務員としての適性について事務職（障がいのある方）の区分は、個別に面接を、それ以外の区分は集団面接を行います。	令和元年11月上旬頃までに市役所掲示板に告示するほか、別途個別に合否を通知します。
第3次試験	令和元年11月上～中旬頃を予定しています。	①第2次試験合格者に対し、地方公務員としての適性について個別に面接を行います。 ②消防職については、身体要件の確認のため、 <u>面接試験前に健康診断を行います。</u>	令和元年11月下旬頃までに市役所掲示板に告示するほか、別途個別に合否を通知します。

※第2次試験以降の試験日程、内容等の詳細については、合格者に通知します。

※試験内容については、上記に記載している以上の事柄はお教えできませんので、問い合わせはご遠慮ください。

※最終合否通知後に、合格者が辞退したときや採用人数に変更があったときには、繰り上げて合格者を決定する場合があります。

4 受験の手続き

(1) 申込書類

市から交付する「受験申込書・受験票」に必要事項を記入・押印、写真を貼付したうえで提出してください。

※受験申込書と受験票には同じ写真を貼付してください。

※郵送による申込みの場合、受験票を折返し送付しますので、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長型3号封筒）を同封してください。

(2) 申込み先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所総務部職員課職員係（市役所2階 窓口2番）

(3) 受付期間

令和元年8月5日（月）～ 令和元年8月19日（月）午前9時から午後5時30分（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）までとします。

なお、郵送による申込みの場合は、8月19日以前の消印のあるものに限り受け付けます。（封筒の表に「職員採用候補者試験申込み」と朱書きで明記してください。）

(4) 受験票の交付

受験申込書を審査のうえ「受験票」を交付します。

前期日程を受験した方で、第1次試験の合否の判明前に後期試験の受験申込をした方の受験

票については、合否判明後に交付します。

交付を受けた受験票は、試験当日に必ずお持ちください。

もし受験票が届かない場合は、下記担当係にお問い合わせください。

(岩見沢市役所総務部職員課職員係 0126-23-4111番、内線302・303番)

※申込書の記載事項が不備の場合、受け付けできないことがありますので、特に郵送申込みの方は注意願います。また、提出された受験申込書等は返却しませんのでご了承ください。

5 第1次試験会場について

第1次試験会場は、市内の中学校を使用しますので、下記事項に留意してください。

(1)土足厳禁

試験会場内は、土足厳禁としますので、上履きをご用意ください。

(下足用の靴袋をご用意ください。)

(2)喫煙禁止

試験会場内はもとより、学校敷地内での喫煙は、一切禁止します。

(3)交通手段について

受験生の駐車（自転車は除く）は禁止します。試験会場へは事前に確認の上、公共交通機関を利用してください。自転車は所定の駐輪場に駐車してください。

(受験生が付近に路上駐車をした場合については、試験中であっても即刻移動を求めます。)

なお、事務職（障がいのある方）の区分で受験し、自家用車での来場が必要な方は、申込書別紙の受験上の特別な配慮希望の申し出に記入してください。

6 合格から採用まで

この試験に合格した者は、岩見沢市職員採用候補者名簿に登載された後、採用となります。

採用時期は、令和2年4月1日を予定しています。

なお、卒業見込みの方が卒業できなかった場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められた場合、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合、その他必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合には、採用されません。

7 勤務条件

(1)給 与

区 分	初 任 給	
	事務職・技術職	消防職
大 学	180,700円	187,200円
短 大	161,300円	167,200円
高 校	148,600円	153,000円

※なお、既卒の方の初任給は、採用前の職務経歴等に応じて加算されることがあります。

※消防職高校卒区分で受験の場合で、採用時において、救急救命士資格を有する場合は、短大卒区分の初任給になります。

(参考) 年齢ごとの月額給料 (事務職・技術職)

区 分	30歳	35歳	40歳	45歳
大学院 大 学	241,700 円	289,000 円	320,500 円	335,500 円
短 大	239,500 円	285,500 円	317,500 円	334,600 円
高 校	236,900 円	281,800 円	314,300 円	333,500 円

※年齢における月額給料は、学校を卒業後、継続して在職していた場合の金額であり、学校への在学期間や職務の在職期間などにより増減します。

このほか状況に応じ、扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当・寒冷地手当など、各種手当が支給されます。(初任給は、平成31年4月1日現在のものです。)

(2)勤務時間

午前8時45分から午後5時30分(正午から午後1時まで休憩時間)となっており、週休日(土曜日・日曜日)・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は休みとなります。

※勤務箇所によっては、勤務時間及び週休日等が異なる場合があります。

※消防職については、原則交代勤務になります。

(3)休暇制度

年次有給休暇のほか、結婚・出産・忌引・夏期休暇等の特別休暇があります。